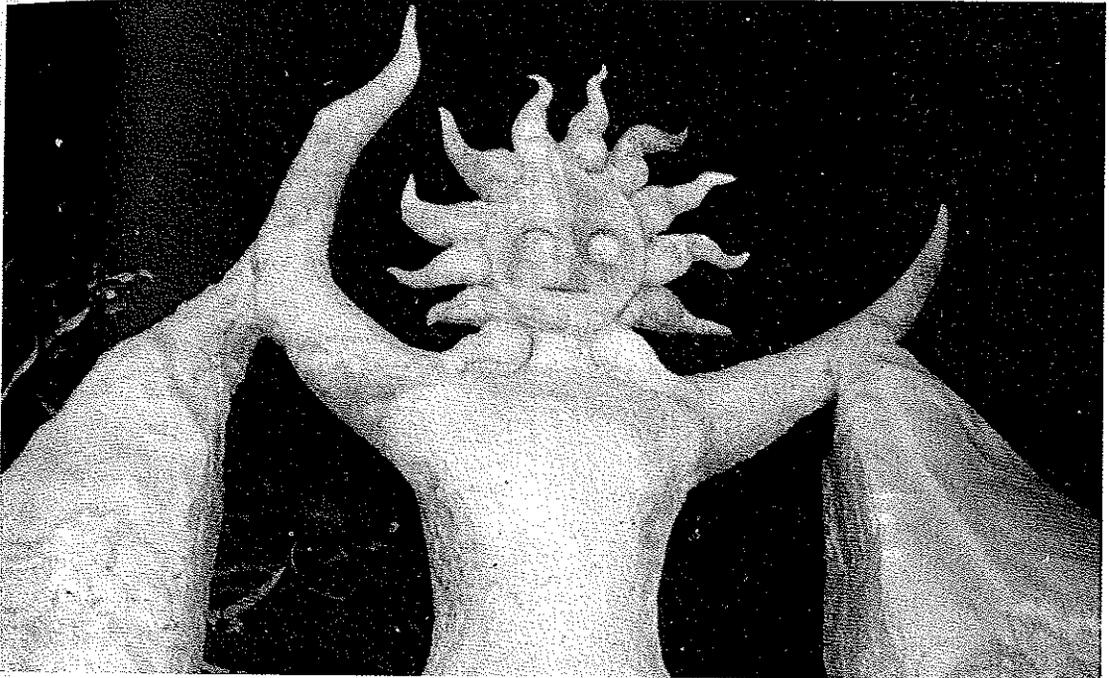


行政ほっかいどう

79.3

No.111

〈題字は北海道副知事寺田一寿男さんが揮毫〉



目 次

北海道環境アセスメント条例…………… 2	誤りの多い文字…………… 7
「政令」自賠法施行令の一部改正……… 4	文 芸…………… 7
まあじゃん遊技方法追加改正…………… 4	告知板…………… 8
公用文の書き方〔5〕…………… 5	編集後記…………… 8

年計報告と附帯調査を至急提出してください。

北海道行政書士会

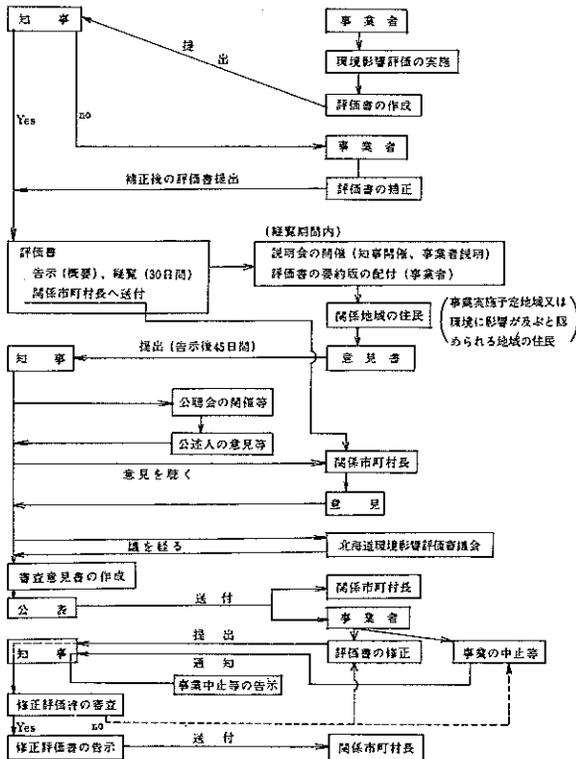
業務資料

北海道環境
影響評価条例について

業研部理事 橋本 雄一

この度、特定開発事業者の実施する特定開発事業については、通称「道環境アセスメント条例」による環境影響評価が実施されますので、特定開発事業の種類及び要件（条例第3条関係）並びに手続き申請経路を示す図解（フローチャート）を御紹介致します。申請の受付窓口は各支庁地方部振興課公害係です。

なお、この資料の詳細は同条例を御参照ください。



別表第2（第3条関係）

特定開発事業の種類別要件

1 道路の建設

(1) 高速自動車国道にあっては、住宅地等又は特別地域等における新設に係るものであること。

(2) 一般国道、道道及び市町村道並びに林道、農業用道路その他の道路にあっては、次の各号の1に該当するものであること。

ア 特別地域等における新設又は改築に係る場合で、車道の幅員が5.5メートル以上のもの（改築に係る場合においては、当該改築により5.5メートル以上となるものを含む）であって、かつ、当該地域内における総延長が5,000メートル以上のものであること。

イ 住宅地等における一般国道又は主要な道道（道路法「昭和27年法律第180号」第56条の規定により指定されたものをいう）の新設又は改築に係る場合で、車道の車線の数が4以上のもの（改築に係る場合においては、当該改築により、車線の数が4以上となるものを含む）であって、かつ、当該地域内における総延長が2,000メートル以上のものであること。

2 ダム（専ら発電の用に供するものを除く）の建設

新設に係るものであって、かつ、たん水面積が200ヘクタール（特別地域等におけるものにおいては30ヘクタール）以上のものであること。

3 新幹線鉄道の建設

住宅地等又は特別地域等における新設に係るものであること。

4 飛行場の建設

次の各号の1に該当するものであること。

ア 滑走路の新設に係るものであってかつ、その長さが2,000メートル以上のものであること。

イ 滑走路を延長する場合で、当該延長に係る滑走路の長さが500メートルを超えるものであって、かつ、延長後の滑走路の長さが2,000メートル以上となるものであること。

5 電源の開発

(1) 水力発電所にあつては、次の各号の1に該当するものであること。

ア 新設又は増設に係るものであって、かつ、発電施設の出力が3万キロワット（特別地域等におけるものにあつては1万キロワット）以上のものであること。

イ ダムの新設を伴う場合であつて、かつ、たん水面積が200ヘクタール（特別地域等におけるものにあつては30ヘクタール）以上のものであること。

(2) 火力発電所にあつては、新設又は増設に係るものであって、かつ、発電施設の出力が15万キロワット（地熱を原動力とするものにあつては、1万キロワット）以上のものであること。

(3) 原子力発電所にあつては、新設又は増設に係るものであること。

6 工業団地の開発

2以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に造成される1団の土地であつて、かつ、その面積が100ヘクタール以上のものであること。

7 住宅団地の開発

2以上の住宅の用に供するための敷地

及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に造成される1団の土地であつて、かつ、その面積が100ヘクタール以上のものであること。

8 総合レクリエーション施設の建設

遊戯施設、運動施設若しくは休養施設のうち、1の施設に属する個々の施設又は2以上の施設に属する個々の施設が総合的に整備される集団施設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に造成され又は整備される1団の土地であつて、かつ、その面積が300ヘクタール以上のものであること。

(注)

1 「住宅地等」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域であつて、同法第8条第1項第1号の規定による用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）をいう。

2 「特別地域等」とは、次の各号に掲げる地域をいう。

(1) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第1項の規定により指定された特別地区及び第27条第1項の規定により指定された海中特別地区の地域

(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第17条第1項の規定により指定された特別地域及び第18条の2第1項の規定により指定された海中公園地区の地域

(3) 鳥獣保護及び狩猟に関する法律（大正7年法律第32号）第8条の8第3項の規定により指定された特別保護地区の地域

(4) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第17条第1項の規定により指定された特別地区の地域

(5) 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第7条第1項の規定により指定された特別地域

政 令

自賠責支払基準改正

（昭和54年2月1日より施行）

（自宅療養にも看護料）

1 通院自宅看護料の新設・慰謝料の加算
新しく保険金が支払われるのは、交通事故で傷害を受け、通院自宅療養する人に対する近親者の看護料で、1日当たり1,400円。また事故で死亡した人に被扶養者があれば、従来の慰謝料のほか100万円が加算された。

2 看護料・休業損害・慰謝料の増額
このほか看護料（入院）が1日2,800円（旧2,400円）に、休業損害は1日当たり3,000円（同2,500円）に、また、限度額もこれまでの1日9,000円を1万円に引き上げられ、さらに慰謝料も1日2,800円（同2,300円）に増額された。

3 後遺障害・慰謝料の増額
後遺障害に対する支払いでは、慰謝料が障害度14級27万円（旧23万円）から同1級700万円（同600万円）まで、それぞれ引き上げられ被扶養者があれば1級は800万円、2級711万円、3級627万円となった。

4 葬儀料の増額
死亡の場合の葬儀料は35万円（旧30万円）慰謝料は本人200万円（同150万円）となったほか、遺族1人300万円（同250万円）、2人400万円（同350万円）、3人以上500万円（同450万円）に引き上げられた。

5 逸失利益算出基準の増額
死亡、後遺障害の逸失利益分支払いなどで給与証明ができない場合の基準としてい

た年齢別平均給与額（月額）も改正され、最高50～54歳男子で31万2,800円（旧26万5,300円）から最低18歳女子の9万4,700円（同8万2,100円）までそれぞれ増額された。

条 例

まあじゃん遊技方法
の改正（3人打ちの追加）



12月1日から風俗営業（遊技場まあじゃん）の遊技方法が従来の4人打ちに対し、次のとおり3人打ちが追加されました。

〈3人打ちのまあじゃん〉

1. 遊技方法
本遊技は麻雀牌を使用し3人で競技するもので、最初サイコロで荘家を定め、総計136枚の牌のうち萬子、筒子、索子のうちいずれかの牌2から8までの牌28枚を除いて108枚の牌全部を裏返して2枚積みにし3人で3方に囲い荘家より順次右廻りに前後4枚づつ荘家14枚、散家13枚づつとり、荘家が先ず打牌し、右廻りに競技を開始する。

上家の打牌によりポン、カンのできないときは壁牌から自摸し、1枚を打牌する。他家の打牌により刻子又は槓子の出来るときは順位にかかわらず、ポン、カンとそれぞれ掛声してその牌と自己の持ち牌を場にさらし雀頭のほか、順子、刻子、槓子の別を問わず14枚の牌をもって早く揃ったものは和了と宣言しゲームを打切る。

競技の最初に分配した持点を日本麻雀連盟規定の採点方法により、その都度計算し荘家の和了した時は、連荘を行い、散家の和了したときは輪荘とする。

最初の荘家より3人目に荘家を移り、そのゲームが終わったときを1回戦とし、これが3回すなわち東、西、南の各風戦合計9回（連荘のときは回数が増加する）が終わったときをもって1荘とし勝負を終了するも

のとし、持点数の多い者を勝とする。

2. 遊技料金

1卓1時間につき 円

3. 賞品の提供方法

貸卓麻雀のみで賞品提供は行いません。



53年9月No.108号で「送り仮名の付け方」に入りましてから久しく中断していたことをお詫びします。前回までは、送り仮名の付け方通則4までの事項を記述し、今回は通則6以降に入ることになりますが、詳述しますと、かえって理解しにくいように思われますので、平素よく使われる文字について正誤式に書くことに改めましたので御了承をお願い申し上げます。

なお、矢印の方向が正しい書き方を示します。

I 送り仮名の付け方

1 副詞、連体詞、接続詞

必らず→必ず 更らに→更に 来たる→来る 並に→並びに 直に→直ちに
若くは→若しくは 併て→併せて 少くとも→少なくとも 互に→互いに

2 接続詞は原則として次の4語に漢字を用い、その他は仮名で書きます。

及び 並びに 又は 若しくは

3 複合の語

申込み→申し込む 申し入れ→申入れ
申し込み→申込み 打合せる→打ち合わせる
打ち合わせ会→打合せ会 向い合せる→向かい合わせる
日当り→日当たり 夜明し→夜明かし 暮し向き→暮らし向き
移り変り→移り変わり 有難み→有り難み 待遠しい→待ち遠しい

4 複合の語でも次のような名詞は慣用

に従って仮名を付けない。

取締役 事務取扱 貸付金 積立金

取扱所 申込書

5 送り仮名は、動詞と名詞等で異なります。

動 詞	名 詞	熟 語
貸し付ける	貸付け	貸付金
取り消す	取消し	
申し込む	申込み	申込書

6 従来からの送り仮名の改正点

行なう→行り 表わす→表す 断わる→断る

II 数 字

1 123,456円と書くが、文章中では12万3,456円と書く。

ただし、文書番号、電話番号には区切り(コンマ)をつけない。

北行第1211号、電話221-1221

2 分数は、文書中では、口語続きのまま書く。

3分の2、100分の50

3 日付、時間等の書き方

(1) 略しない場合—昭和54年2月10日
8時30分

(2) 略す場合—昭和54・2・10 8・30
昭 54・2・10

4 次のような場合には、漢数字を用いる。

三笠市 四国 二重橋 二、三割 四、五日 一休み(ひとやすみ) 二間続き(ふたまつづき) 200万 3,000億

1億2,400万

III 符 号

1 「。」(句点、まる)

次のような場合には用いない。

(1) 標題(件名) 標語その他簡単な語句を掲げる場合

(2) 賞状、表彰状、感謝状などを書く場合

2 「、」（読点、てん）

- (1) 主語に続く「は」、「も」などの後に用いる
- (2) 対等に並列する語の間
住所、氏名、年齢及び性別
所有し、占有し、又は管理する。
- (3) 叙述に対して、限定を加えたり、条件を挙げる語句の後
- (4) 用い過ぎると、かえって全体の関係が分からなくなるとき、並列する語が簡単なとき、簡単な語句をつなぐ接続詞の後、限定や条件の語句が簡単なきは用いない。

3 その他の符号の種類

- (1) 「・」（なかくてん）—外国語の句切り。
事物の名称を列挙する場合に用いる（「、」と併せて用いることができる）。
- (2) 繰り返し符号
ア 「々」（同の字点）—同じ漢字が続くときに用いる。
イ 「〃」（のの点）—表などで同一を示す場合に用いる。
なお、仮名を繰り返す場合には、繰り返し符号を用いない。
- (3) かっこ
ア 「（ ）」（かっこ）
イ 「〔 〕」（そでかっこ）—かっこの中で、更にかっこを用いる必要がある場合に用いる。
ウ 「「 」」（かぎかっこ）
エ 「『 』」（ふたえかぎ）—かぎかっこの中で、更にかぎを用いるときに用いる。
オ 「{ }」（そとかっこ）
- (4) その他の符号
ア 「。」（ピリオド）—単位を示す場合
イ 「,」（コンマ）—数字の3位区切りに用いる。

ウ 「～」なみがた—「……から…まで」を示す場合に用いる。

エ 「—」（ダッシュ）—語句の言い換え説明等に用い、また、丁目・番地などを省略する場合に用いる。

オ 「:」（コロ）—次に続く説明文又はその他の語句があることを示す場合に用いる。



「文字」の研究

「誤りの多い文字」

空知支部 大木義人

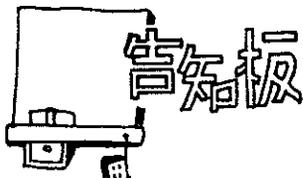
会報の中で「開業1年生」、「公用文の書き方」、特に「送り仮名のつけ方」等は私の最も参考になる記事です。字の上手下手は別として私達行政書士の書く文字には誤字、俗字を書くことは許されません。また、言葉の使い分けによって書く字（漢字）も違ってきます。

例えば、漢字をあつめて解釈した書（字典）言葉をあつめて解釈した書（辞典）のように、その文字によってそれぞれ意味が違います。

普段何気なく書いている文字の中には、誤字、俗字、新旧字体の混用が目立ち「乱れ行く文字」の感を深くします。

行政ほっかいどう第110号に「誤りの多い文字」について実例を掲載いたしました。かつて在職中、戸籍、住民登録事務を担当しておりました経験上、国民の公証事務をとおして文字の厳さに日頃恐怖を感じており、特に日常の起案文書、公文書、庁内文書等のなかに誤字、俗字、旧字体等の文字を防止し「正しい文字」を書くための「漢字の原点」なる教養資料を作成し、全職員に配布し効果を挙げました。

私たち行政書士は、書類作成の専門家



報酬額運用要領について

現行の運用要領は、昭和54年度において改訂したいと考えていますので御意見、御希望をお寄せください。

重複発送について一言

会員の皆様より「あっせん図書（新日本法規）」の案内が同じ会員あてに3通も郵送されて、無駄遣いの御指摘がございましたが、これは幹旋文についてのみ本会です承を与え、封筒その他一切のものを会社側が作成して会社が直送したものですから御了承願います。

会費納入のお願い

会費 第4期分(1月～3月)
決算期です。未納の方は至急納付くださるようお願い致します。6月以上滞納者は退会の対象となります。

一住所、事務所変更届等は

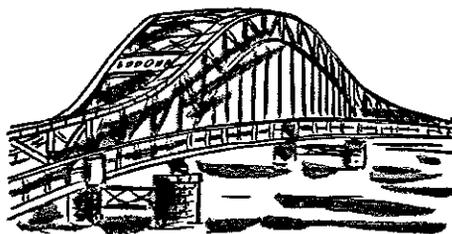
必ず支部経由で

入会届の記載事項（本籍・住所・事務所電話番号）に変更を生じたときは、変更登録申請書・変更届に戸籍抄本又は住民票抄本を添付し、支部経由で提出してください（会則6、規程集92ページ参照）。また、退会届、補助者採用（解職）届についても所定の様式により支部経由で提出してください（会則10、同84・規程集57、58ページ参照）提出期限は、いずれも14日以内、提出部数は各2部です。

行政書士法

（会則の遵守義務）

第16条の6 行政書士は、その所属する行政書士会の会則を守らなければならない。



編集後記

少しでもお役に立ち、また喜ばれる会報を書いたり、足したり、ちぎったり、回をかさねるごとに会報編集のむづかしさが身にしみてきました。会員各位の御意見御希望をお寄せ願います。

編集子一同

79. 3 第111号・昭和54年3月1日発行

発行人 榎波 弥一郎
編集人 下国 富士夫
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2西4 小原ビル4F
電話 (011) 221-1221
221-1222